

平成 29 年 1 月 6 日

埼玉純真短期大学

学生・教職員のみなさんへ

感染症対策連絡会議

| | |
|--------|-------|
| 学 長 | 藤田 利久 |
| 学科長 | 小澤 和恵 |
| 学生部長 | 高橋 努 |
| 実習指導部長 | 牛込 彰彦 |
| 事務局長 | 大山 富一 |

本学では、インフルエンザやノロウイルス等の感染症に対する基本的な対応を次のようにしますので、ご確認ください。

これまでに、学生には授業や掲示などで、教職員には会議等で通知したことを確認するとともに、今一度、各人が日ごろの生活においても、手洗い（除菌）、うがい、咳エチケットの遵守といった当たり前ともいえる感染予防策を励行するようにしてください。

<基本事項>

- I. 学生・教職員の居住地の埼玉県及び近隣（群馬県、栃木県、茨城県等）でインフルエンザやノロウイルス等の感染者が確認され、拡大が懸念される場合、授業の休講措置やキャンパス内立入り禁止、大学で予定されている全ての行事等諸活動及び課外活動についても禁止をすることもあります。
- II. インフルエンザやノロウイルス等の流行状況は毎日のように変化していますので、本学の対応もそれに応じて変えていきます。この対応などについては、学内掲示板に掲示するとともに、本学ホームページに掲載しますので、できるかぎり頻繁に確認するようにしてください。
- III. 急激な発熱（37.5℃以上）、鼻汁、咽の痛み、咳、頭痛、全身のだるさ、筋肉痛などふしぶしの痛み等の症状がある場合には、インフルエンザ罹患の可能性を考えて行動してください。
激しい嘔吐、下痢等などの症状がある場合には、ノロウイルス等罹患の可能性を考えて行動してください。
- IV. インフルエンザで自宅療養した学生と教職員は、医療機関へ通院・受診したことがわかるもの（領収書や処方箋のコピーなど）または、大学指定の感染症登校許可証を添付

して「自宅療養」の旨を記入した「欠席（欠勤）届」を提出してください。

ノロウイルス等の感染症で自宅療養した学生と教職員は、**医師の診断書または、大学指定の感染症登校許可証**を添付して「自宅療養」の旨を記入した「欠席（欠勤）届」を提出してください。

学生は授業や実習・試験の代替措置を受ける場合、教職員においては休暇等の特例措置を受ける場合に必要となります。

<対処方法：インフルエンザ>

- 1) 急激な発熱などインフルエンザと思われる症状が出た場合は登校や出勤を控えて、本学事務局・学生係（048-562-0711）へ、その旨を連絡するとともに、医療機関に電話をして、受診時間等を確認し、その指示に従って受診してください。

また、インフルエンザでないことが判明するまでの間、感染拡大防止のため、大学への登校や出勤はしないでください。

- 2) 医療機関でインフルエンザと診断された場合の療養期間は発症した日から解熱後2日間です。ただし、それを過ぎても風邪症状が続く場合は、全ての症状が完全に消失するまで、自宅療養を心がけ、外出はしないでください。（医師の指示がある場合は、この限りではありません。）

学生は解熱後2日間が経過した時点で、大学の学生係へ連絡し、「自宅待機」の解除の判断を受け、登校を再開してください。再登校したら、「欠席届」（事務室に備え付けてある用紙）を教務係へ提出します。その際、通院・受診したことを証明できるもの（領収書や処方箋のコピーなど）を持参し添付してください。添付資料として大学指定の感染症登校許可証を提出して差し支えありませんが、医療機関によって有料になる場合があるので、ご注意願います。（診断書等の提出は必要ありません。）

※1人暮らしの学生や教職員は万一に備えて、1週間程度の水や食料の確保をしてください。

- 3) 自宅療養期間中は極力外出を控えなければなりません。医療機関での受診等でやむを得ず外出する場合は、必ずマスクの着用や咳エチケットなどの順守に努めてください。
- 4) 症状が消失したと感じた場合でも、この期間中は登校や出勤はもちろんです。アルバイトや娯楽などを含めて、完治するまで外出をしないでください。
- 5) 自宅療養期間中の授業や実習・試験の取り扱い措置については、教務係や担当教員に相談してください。

<対処方法：ノロウイルス等>

1) 急激な嘔吐や下痢などノロウイルス等感染が疑われる症状が出た場合は登校や出勤を控えて、本学事務局・学生係（048-562-0711）へ、その旨を連絡するとともに、医療機関に電話をして、受診時間等を確認し、その指示に従って受診してください。また、ノロウイルス等でないことが判明するまでの間、感染拡大防止のため、大学への登校や出勤はしないでください。

2) 医療機関でノロウイルス等と診断された場合の療養期間は発症した日から医師の登校許可が出るまでの期間です。

学生は登校許可が出た時点で、大学の学生係へ連絡し、「自宅待機」の解除の判断を受け、登校を再開してください。再登校したら、「欠席届」（事務室に備え付けてある用紙）を教務係へ提出します。その際、医師の診断書または、大学指定の登校許可証を添付してください。

※1人暮らしの学生や教職員は万一に備えて、1週間程度の水や食料の確保をしてください。

3) 自宅療養期間中は極力外出を控えなければなりません。医療機関での受診等でやむを得ず外出する場合は、必ずマスクの着用をするなど感染拡大を防ぐ措置をとってください。

4) 症状が消失したと感じた場合でも、この期間中は登校や出勤はもちろんですが、アルバイトや娯楽などを含めて、完治するまで外出をしないでください。

5) 自宅療養期間中の授業や実習・試験の取り扱い措置については、教務係や担当教員に相談してください。

*実習時における対応については、次頁を参照

感染症に関する実習時における対応

- 1) 当日の朝の健康状態をチェックし、**感染症**の症状のある場合は自宅待機とし、その旨を実習先と本学実習係に連絡した上で、医療機関で診察を受ける。受診の際、実習中である旨を医師に伝え、実習復帰の時期について相談する。
- 2) 医師の診断を受けて
 - i **感染症**との診断が下った場合
感染症に罹患した旨を、実習先に伝え、実習を休む許可をえる。実習復帰の時期については、医師と相談した結果を伝える。
次に本学実習指導係に連絡し、状況を報告し判断を仰ぐ。
 - ii **感染症**ではなかった場合
感染症ではなかった旨を、実習先に伝える。また、実習復帰の時期については、医師と相談した結果を伝える。
次に本学実習指導係に連絡し、状況を報告し判断を仰ぐ。
- 3) 実習中（現場で）に**感染症**の症状が出た場合は、実習先の指導担当者に申し出て、その指示に従う。早退した場合は、医師を受診し、受診結果を実習先と本学実習指導係に連絡する。**感染症**の罹患等に関しては、2) に従う。
- 4) 実習先において**感染症**に関する対処方針が定められている場合は、本人および家族の罹患においてもそれに従う。
- 5) 実習先の学校・園等が臨時休校となった場合は、実習先の指示に従った上、本学実習指導係に連絡する。
- 6) 上記以外に、判断に迷うことがある場合は、本学実習指導係に相談する。

<本学における窓口>

学生本人や家族との連絡は、基本的に学生係職員が担当する。

学長および事務局長は、相互に教法を交換共有するとともに、関係教職員への周知を行う。但し、実習中は、実習指導係が担当する。

【電話番号】 埼玉純真短期大学 048-562-0711

以上